

法務省民二第644号
平成23年3月25日

法務局長 殿
地方法務局長 殿

法務省民事局長

不動産登記事務取扱手続準則の一部改正について（通達）

不動産登記規則等の一部を改正する省令（平成23年法務省令第5号）の施行に伴い、平成17年2月25日付け法務省民二第456号当職通達「不動産登記事務取扱手続準則」の一部を別紙のとおり改正し、別紙の2の改正については平成23年4月1日から、それ以外の改正については同年6月27日から実施することとしましたので、この旨貴管下登記官に周知方取り計らい願います。

別紙

- 1 第38条の見出し中「の通知を要しないこととなった」を「を廃棄する」に改め、同条第1項中「規則第64条第1項第3号の規定により登記識別情報の通知を要しないこととなった」を「規則第64条第3項の規定により同条第1項第2号に規定する登記識別情報又は同項第3号に規定する登記識別情報を記載した書面を廃棄する」に改め、「し、当該登記識別情報を廃棄」を削り、同条に次の1項を加える。
 - 2 前項の規定により規則第64条第1項第2号に規定する登記識別情報又は同項第3号に規定する登記識別情報を記載した書面を廃棄するときは、廃棄後において、登記識別情報が部外者に知られないような方法によらなければならない。
- 2 第40条第3項中「第126条第1項」の前に「前条第1項の規定は前2項の証明の請求を受けた場合に、」を加え、「、前2項」を「前2項」に改める。
- 3 第41条第3項を削り、第4項を第3項とし、第5項を第4項とし、第6項を第5項とし、第3項中「前項の規定にかかわらず、」を削り、第5項を次のように改める。
 - 5 第38条第2項の規定は、規則第69条の規定により登記識別情報を記載した書面を廃棄する場合について準用する。
- 4 第118条の次に次の1条を加える。

(登記完了証を廃棄する場合)

第118条の2 登記官は、規則第182条の2第1項の規定により登記完了証を廃棄する場合には、登記識別情報通知書交付簿にその旨を記録するものとする。
- 5 第121条の見出し中「通知書」の下に「等」を加え、同条に次の1項を加える。
 - 2 送付の方法により登記識別情報通知書又は登記完了証を交付する場合において、当該登記識別情報通知書又は登記完了証が返戻されたときは、規則第64条第3項又は第182条の2第1項に準じて処理するものとする。

○ 不動産登記事務取扱手続準則(平成17年2月25日付け法務省民二第456号法務省民事局長通達)の一部改正 新旧対照表(第38条、第40条、第41条、第118条の2及び第121条関係)
(傍線部分は改正部分)

改正案	現行
<p>(登記識別情報を廃棄する場合)</p> <p>第38条 登記官は、規則第64条第3項の規定により同条第1項第2号に規定する登記識別情報又は同項第3号に規定する登記識別情報を記載した葦__直を廃棄する場合には、登記識別情報通知書交付簿にその旨を記載するものとする。</p> <p>2 前項の規定により規則第64条第1項第2号に規定する登記識別情報又は同項第3号に規定する登記識別情報を記載した書面を廃棄するときは、廃棄後において、登記識別情報が部外者に知られないような方法によらなければならない。</p> <p>(登記識別情報に関する証明)</p> <p>第40条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前条第1項の規定は前2項の証明の請求を受けた場合に、第126条第1項の規定は前2項の証明の請求書を受け付けた場合について準用する。</p> <p>4 (略)</p> <p>(登記識別情報の管理)</p> <p>第41条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(削除)</p> <p>3 当該登記の申請が却下又は取下げとなった場合において、申請人から申請書に添付した登記識別情報通知書を還付してほしい旨の申出があったときは、当該登記識別情報通知書を還付するものとする。この場合には、当該登記識別情報通知書を封筒に入れて封をした上、とじ代に登記官の職印で契印して還付するものとする。</p> <p>4 (略)</p> <p>5 第38条第2項の規定は、規則第69条の規定により登記識別情報を記載した書面を廃棄する場合について準用する。</p> <p>(登記完了証を廃棄する場合)</p> <p>第118条の2 登記官は、規則第182条の2第1項の規定により登記完了証を廃棄する場合には、登記識別情報通知書交付簿にその旨を記録するものとする。</p> <p>(通知書等の返戻の場合の措置)</p> <p>第121条 (略)</p> <p>2 送付の方法により登記識別情報通知書又は登記完了証を交付する場合において、当該登記識別情報通知書又は登記完了証が返戻されたときは、規則第64条第3項又は第182条の2第1項に準じて処理するものとする。</p>	<p>登記識別情報の通知を要しないこととなった場合)</p> <p>第38条 登記官は、規則第64条第1項第3号の規定により登記識別情報の通知を要しないこととなった場合には、登記識別情報通知書交付簿にその旨を記載し、当該登記識別情報を廃棄するものとする。</p> <p>(新設)</p> <p>(登記識別情報に関する証明)</p> <p>第40条 (同左)</p> <p>2 (同左)</p> <p>3 第126条第1項の規定は、前2項の証明の請求書を受け付けた場合について準用する。</p> <p>4 (同左)</p> <p>(登記識別情報の管理)</p> <p>第41条 (同左)</p> <p>2 (同左)</p> <p>3 規則第69条の規定により登記識別情報を記載した書面を廃棄するときは、廃棄後において、当該登記識別情報が部外者に知られないような方法によらなければならない。</p> <p>4 前項の規定にかかわらず、当該登記の申請が却下又は取下げとなった場合において、申請人から申請書に添付した登記識別情報通知書を還付してほしい旨の申出があったときは、当該登記識別情報通知書を還付するものとする。この場合には、当該登記識別情報通知書を封筒に入れて封をした上、とじ代に登記官の職印で契印して還付するものとする。</p> <p>5 (同左)</p> <p>6 第3項の規定は、第38条の規定により登記識別情報を廃棄する場合について準用する。</p> <p>(新設)</p> <p>(通知書の返戻の場合の措置)</p> <p>第121条 (同左)</p> <p>(新設)</p>